

— 身体拘束最小化のための指針 —

医療法人社団 藤崎病院

病院長 藤崎 滋

藤崎病院は、すべての患者様の尊厳と人権を守ることを大切にし、安全で質の高い医療を提供することを目指しています。私たちは、身体拘束が患者様の心身に与える悪影響（身体機能の低下、精神的苦痛、意欲の減退など）を重く受け止め、以下の通り、緊急・やむを得ない場合を除き、身体拘束をしない診療・看護の提供に努めます。

1. 患者様の尊厳を最優先します

いかなる理由があっても、患者様の自由を奪う「身体拘束」は人権にかかわる重要な問題であると認識します。拘束に頼らない看護・ケアのあり方を常に追求し、患者様が自分らしく入院生活を送れる環境を整えます。

2. 身体拘束の原則禁止を徹底します

「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要素すべてを満たし、生命を守るために他に手段がないという極めて例外的な場合を除き、原則として身体拘束を行いません。

3. 多職種チームで解決を考えます

身体拘束を回避するため、医師、看護師、リハビリテーションスタッフ、薬剤師、ソーシャルワーカーなど、多職種の専門的な視点を結集します。なぜその行為（転倒リスクやカテーテル自己抜去など）が起きるのか、その背景にある「声なき訴え」を理解し、個別のアプローチを検討します。

4. 教育と意識改革を継続します

全職員が身体拘束廃止の意識を高く持ち続けられるよう、継続的な研修を実施し、倫理観とケアスキル向上に努めます。

5. ご家族・地域との信頼関係を築きます

身体拘束をしないための取り組みについて、ご家族に丁寧な説明を行い、ともにご本人を支えるパートナーとして理解と協力を得られるように努めます。

私たちは、この宣言を全職員で共有し、患者様が安心して治療に専念できる、
温かい、尊厳の満ちた病院づくりを推進してまいります。

2026年4月1日